

内閣人 第五一 号

起 案

令和二年四月二六日

決定	上奏	裁可
令和二年四月一七日	令和二年四月二日	令和二年四月二日

施行

令和二年四月二日	令和二年四月二日
----------	----------

内閣総理大臣

野田 聖子

内閣官房長官

菅 義偉

内閣官房副長官

河野 洋一郎



内閣総務官



麻生 太郎 国務大臣

加藤 浩一 国務大臣

河野 洋一郎 国務大臣

竹本 孝一 国務大臣

高市 早苗 国務大臣

江藤 淳 国務大臣

衛 藤 浩一 国務大臣

田 中 祐一 国務大臣

森 田 龍男 国務大臣

梶 山 正 国務大臣

北 村 浩一 国務大臣

西 村 康 国務大臣

茂 木 敏 国務大臣

赤 羽 一 国務大臣

菅 義偉 国務大臣

橋 本 五郎 国務大臣

萩 生 田 国務大臣

小 泉 国務大臣

武 田 国務大臣

橋 本 五郎 国務大臣

高等裁判所長官に任命する

判 事 永 野 厚 郎

内 閣

(五月八日以降発令予定)

内閣

最高裁人任第711号

令和2年4月15日

内閣総理大臣 安倍 晋 三 殿

最高裁判所長官 大 谷 直 人



高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(東京高等裁判所判事)

判 事

なが の あつ お
永 野 厚 郎

(発令希望日 令和2年5月8日以降)

高等裁判所長官任命資格調

(令和2年5月8日以降)

補職さるべき庁	現 職	氏 名	年齢	任 命 資 格	根 拠 法 規
名古屋高長官	東京高判事	永 野 厚 郎	64	判事補，検察官 在職通算10年 以上の者	裁判所法第42 条第1項第1 号，第3号

2丁		裁 判 所													
年 号	昭 和 六 三		〃		〃		〃		平 成 元		〃		〃		二
月	六		一〇		〃		七		六		一 二		〃		三
日	二〇		一〇		〃		四		一 二		一 一		九		二 六
事 項	大蔵事務官（国際金融局開発政策課課長補佐）に併任する	外務事務官（経済協力局）に併任する	外務事務官（経済協力局）に併任する	（期間は平成元年七月二十三日までとする）	外務事務官（国際連合局）に併任する	国際金融局開発政策課課長補佐の併任を解除する	（期間は平成元年六月十五日までとする）	外務事務官（経済局）に併任する	（期間は昭和六十三年十二月十七日までとする）	外務事務官（経済局）に併任する	（期間は昭和六十三年十月十一日までとする）	外務事務官（経済協力局）に併任する	（期間は平成元年十月十日までとする）	外務事務官（経済協力局）に併任する	外務事務官（経済協力局）に併任する
庁 名	大 蔵 省	外 務 省	〃	大 蔵 省	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	外 務 省	〃	〃	〃

永野厚郎

3丁										裁 判 所				
六	〃	〃		五	四					〃	〃		平成二	年 号
四	〃	〃		四	四					〃	〃		七	月
一	〃	一二		一	一					〃	〃		二	日
最高裁判所事務総局総務局制度調査室長を命ずる														
東京地方裁判所判事に補する														
判事に任命する														
東京地方裁判所判事補に補する														
東京簡易裁判所判事に補する														
簡易裁判所判事兼判事補に任命する														
福岡簡易裁判所判事に補する														
より判事の職務を行わしむる者に指名する														
判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に														
兼ねて福岡家庭裁判所判事補に補する														
福岡地方裁判所判事補に補する														
判事補兼簡易裁判所判事に任命する														
任を解除する														
大蔵事務官（国際金融局開発金融課課長補佐）の併														
（期間は平成二年三月三十一日までとする）														
事 項														
〃	最高裁判所	内 閣	最高裁判所		内 閣	最高裁判所					内 閣	大 蔵 省	外 務 省	庁 名

永 野 厚 郎

4丁											裁 判 所				
〃 一六	〃	〃	〃	〃 一五	〃		〃 一三				〃 一一			平成 八	年 号
四	九	〃	〃	四	九		八				四			九	月
九	一七	〃	一二	一一	一四		一				一			一	日
法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	東京地方裁判所判事に補する	判事に任命する	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	法制審議会幹事に任命する	最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局総務局第一課長を免ずる	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	最高裁判所事務総局総務局第一課長を命ずる	最高裁判所事務総局総務局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局総務局第二課長を免ずる	兼ねて最高裁判所事務総局総務局第三課長を命ずる	最高裁判所事務総局総務局第二課長を命ずる	最高裁判所事務総局総務局制度調査室長を免じ	事 項
〃	法 務 省	最高裁判所	内 閣		法 務 省	〃		〃				最高裁判所			庁 名

永
野
厚
郎

5 丁										裁 判 所					年 号	月	日	事 項	庁 名										
二六			二五				二二			一九	一八	平成一七																	
七			四				七			四	一	一	四																
一八			一一	一二	一六		七			一	一	一	一																
簡易裁判所判事に兼ねて任命する		兼ねて最高裁判所事務総局行政局長を命ずる		最高裁判所事務総局民事局長を命ずる		東京地方裁判所判事に補する		判事に任命する		裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了		法制審議会臨時委員に任命する		兼ねて最高裁判所事務総局行政局長を命ずる		最高裁判所事務総局民事局長を命ずる		司法研修所教官に充てることを解く		司法研修所教官に充てる		部の事務を総括するものの指名を解く		部の事務を総括するものに指名する		部の事務を総括するものに指名する		部の事務を総括するものに指名する	
内閣	最高裁判所			内閣		法務省	二			二				最高裁判所															

永野厚郎

永野厚郎

6 丁						裁 判 所							年 号	月	日	事 項	庁 名
〃	〃		〃	〃	〃			〃				平成二六					
二九	二八											七					
一	一		〃	〃	〃			〃				一八					
一	一		〃	一一	一二二			〃									
部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	東京高等裁判所判事に補する	兼官を免ずる	法制審議会臨時委員を免ずる	に指名する	前橋簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者	前橋簡易裁判所判事に補する	前橋地方裁判所長を命ずる	前橋地方裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局行政局長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局民事局長を免ずる					
〃	〃	最高裁判所		内閣	〃	〃			最高裁判所								

永野厚郎

7丁											裁 判 所				
													〃	平成三〇	年 号
													〃	一	月
													二九	一	日
											司法研修所長に補する	司法研修所教官に充てる	部の事務を総括する者の指名を解く	部の事務を総括する者に指名する	事 項
											〃			最高裁判所	庁 名

永野厚郎